

公共建築物のアスベスト対策状況

平成 17 年度に行った公共建築物のアスベスト含有吹付け材の実態調査で、「囲い込み状態にある施設」、「当面对策を要しない施設」とされた施設については、原則、毎年度、浮遊量測定を実施するなど適切に維持管理を行い、施設改修時に合わせて対策を実施することとしております。

平成 21 年 2 月に南部市場においてアスベストを使用する施設があることが判明したため、下記一覧表のとおり浮遊量測定結果を報告します。

改修工事等により、平成 20 年度以降にアスベストの使用が判明した施設

所在区	施設名	室名	吹付け状況	判明した時期
金沢区	南部市場	花き棟事務室等	天井裏に密閉された状態	平成 21 年 2 月

測定時期	アスベスト浮遊量（※1）	
	測定結果（本/L）	定量下限値（※2）
令和 4 年 12 月	0. 23 未満	0. 23 未満
令和 3 年 12 月	0. 23 未満	0. 23 未満

※1）アスベスト浮遊量については、WHO（世界保健機構）の保健報告書によると、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L（大気1リットル中に繊維が1～10本程度）」であり、この程度であれば健康への影響は見いだせない旨記載されています。

※2）測定にあたり測定機関が設定した数値であり、機関ごとに差異があります。

[横浜市のアスベスト対策についてはこちら](#)